

## 令和元年度 所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設 リバーヒル長井

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患療養費の算定状況について公表します。

### 所定疾患施設療養費加算(Ⅱ)

4月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質、酸素投与	血液検査、尿検査
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、吸引、酸素投与	血液検査、痰培養、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	6日間	膀胱洗浄、点滴、	尿培養

5月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、吸引	痰培養
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、酸素投与、吸引	酸素飽和度監視
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、セキナリンテープ、点滴、抗生物質、ネブライザー	酸素飽和度監視、痰培養
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、セキナリンテープ、点滴、抗生物質、ネブライザー	酸素飽和度監視、痰培養
肺炎	1人	6日間	抗生物質、点滴、ネブライザー、酸素投与、吸引	血液検査

6月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、吸引、酸素投与	
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、カルボシスティン	尿検査、血液検査、単培養、酸素飽和度監視
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、カルボシスティン、ネブライザー	痰培養、酸素飽和度監視
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、カルボシスティン、吸引、酸素投与、ネブライザー	痰培養、酸素飽和度監視

7月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査、痰培養、酸素飽和度監視

## 8月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、カルボシスティン、吸引、ネブライザー	
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、吸引	痰培養
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、カルボシスティン、吸引、ネブライザー	痰培養
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、カルボシスティン、ネブライザー	
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、吸引	痰培養
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、セキナリンテープ、点滴、抗生物質、ネブライザー	痰培養
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査
尿路感染症	1人	6日間	点滴、抗生物質、酸素投与	酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	7日間	点滴	尿検査
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査

## 9月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質、酸素投与	尿検査
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、セキナリンテープ、ネブライザー、吸引	痰培養、酸素飽和度監視

## 10月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査、血液検査、酸素飽和度監視
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、抗生物質、ネブライザー、点滴	酸素飽和度監視、痰培養
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	酸素飽和度監視、尿検査
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査
肺炎	1人	2日間	点滴、抗生物質、セキナリンテープ、吸引、ネブライザー、酸素投与	酸素飽和度監視、痰培養
尿路感染症	1人	2日間	点滴、抗生物質	酸素飽和度監視、血液検査

## 11月

疾 患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、ネブライザー、点滴、吸引	酸素飽和度監視、痰培養
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、抗生物質、酸素投与、点滴、吸引	痰培養
肺炎	1人	7日間	カルボシスティン、セキナリンテープ、ネブライザー、酸素投与	痰培養
肺炎	1人	2日間	点滴、ネブライザー、酸素投与、抗生物質、吸引	酸素飽和度監視、痰培養 血液検査
尿路感染症	1人	5日間	点滴	

12月

疾 患	件 数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質、点滴	酸素飽和度監視 尿培養
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質、点滴	尿検査
肺炎	1人	7日間	抗生物質、点滴、ネブライザー、 酸素投与、吸引	酸素飽和度監視 痰培養
肺炎	1人	7日間	抗生物質、点滴、ネブライザー、	痰培養
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質、点滴	酸素飽和度監視 尿培養

令和2年1月

疾 患	件 数	治療日数	投薬内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	点滴、ネブライザー、抗生物質、吸引	血液検査、痰培養、酸素 飽和度監視
尿路感染症	1人	4日間	点滴、抗生物質	尿検査、血液検査、
肺炎	1人	7日間	抗生物質、点滴、ネブライザー、 酸素投与、吸引	尿検査、血液検査、痰培 養、酸素飽和度監視
尿路感染症	2人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査、血液検査
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査、血液検査
肺炎	1人	5日間	カルボシステイン、セキナリンテープ、 点滴、抗生物質	痰培養

令和2年2月

疾 患	件 数	治療日数	投薬内容	検査内容
尿路感染症	1人	3日間	点滴、抗生物質	酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査、尿培養
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質、吸引	酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	酸素飽和度監視

令和2年3月

疾 患	件 数	治療日数	投薬内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査、痰培養
尿路感染症	1人	7日間	点滴	酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	尿検査
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質	
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査、痰培養

①所定疾患施設療養費は、肺炎等による治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することはみとめられないものであること。

②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当っては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。